

令和6年度第3回福岡県こども審議会 会議要旨

1 開催日時

令和7年1月15日(水)10時00分～12時00分

2 開催場所

福岡県中小企業振興センター 301会議室

3 出席者

別紙のとおり

4 審議の内容

(司会)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第3回福岡県こども審議会を開会させていただきます。

本日の進行を務めます福岡県福祉労働部こども未来課の森山と申します。よろしくお願いたします。

それでは、お手元の次第に沿いまして、まず、開会に当たり本審議会の成立について御報告をさせていただきます。

委員の皆様の出席状況でございますが、お手元配付の委員名簿のとおりとなっております。本日は委員総数24名中、オンラインでの御出席を含め、18名の委員の方が御出席予定、6名の方が欠席となっておりますが、既に遅れていらっしゃる3名の委員の方を除き、15名の委員の皆様に御出席いただいております。結果、福岡県こども審議会条例第7条第2項の過半数、13名以上の要件を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

続きまして、本県の参加者でございますが、お手元配付の資料の委員名簿の次に福岡県出席者別紙名簿のとおりとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、進行上の留意点について御説明をさせていただきます。委員の皆様の御発言につきましては、全てマイクを通してお願いいたします。マイクは係の者がお持ちいたします。発言の際は挙手をいただくようお願いいたします。

改めまして、本日の資料と取扱いについて御説明いたします。

本日の審議に係る資料といたしまして、お手元に配付させていただいております次第、それから出席者名簿等の下に資料1から4までを配付させていただいております。資料1はA3の横表の資料になっております。それから資料2は計画の本体の資料になっております。それから資料3につきましては、幼保連携型認定こども園部会の設置要綱となっております。そして資料4はこどもの意見聴取についての報告事項の資料となっております。それから参考資料といたしまして、専門委員会で委員の皆様からいただきました意見の反映結果の資料をお配りさせていただいております。

このうち本日は、資料2につきまして、計画本体の分厚い資料ですが、こちらの第1章から第4章とあわせまして、その下に別とじて、右肩に「取扱注意」としております数値目標の資料を御出席の皆様のお手元にお配りさせていただいております。

この数値目標の資料でございますが、本審議会の後、正式な公表を1月下旬に予定をしております。誠に恐縮でございますが、この資料のみ会議終了後に回収をさせていただきます。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第の2といたしまして、本審議会の会長であります田中敏明様より御挨拶をいただきます。

田中会長、よろしくお願い申し上げます。

(田中会長)

どうも皆様、おはようございます。本日はお寒い中、またお忙しい中に御参集いただきましてありがとうございます。

7月12日の第1回審議会で、服部知事から福岡県こども計画の策定に係る諮問をいただきました。その第1回審議会、そして11月1日の第2回審議会において、委員の皆様には活発な御議論をいただきました。改めてここで感謝申し上げます。

さて、本日の審議会では、福岡県こども計画の策定に係る最後の審議会となり、当審議会としての答申を策定していただきたいと考えております。委員の皆様には、今後5年間の県のこども施策の方向性について、活発な御議論をお願いしたいと思います。

それでは、本日もよろしくお願い申し上げます。

(司会)

田中会長、ありがとうございました。

それでは次に、次第の3、審議事項となります。

ここからの進行につきましては、田中会長にお願いをいたしたいと思います。田中会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(田中会長)

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。議事進行が円滑に進みますように御協力をお願いします。

本日は審議事項として、福岡県子ども計画について、を議題にしております。

それでは、福岡県子ども計画について、事務局のほうから御説明をお願いします。

(子ども未来課)

子ども計画の全体を担当しております、子ども未来課長の太谷でございます。本日はよろしくお願いいたします。

子ども計画の策定に当たりましては、これまで2回にわたり、審議会の委員の皆様には貴重な御意見をいただきました。いただいた意見を受け止めまして、事務局及び関係課で検討を進め、何とか答申案の形にすることができました。ありがとうございます。

福岡県子ども計画について、着座にて説明させていただきます。

お手元にお配りしている資料1が、答申案の概要資料となります。また、資料の2、冊子のものが子ども計画の答申案でございます。資料2の答申案は、今までの審議会でもお示しました構成に基づきまして、第1章から第4章まで及び数値目標——KPIで構成されております。

本日初めてお示しますのは、資料2の第3章、施策の方向と具体的な施策・事業、第4章、教育・保育の確保方策等及び数値目標となりますので、本日はこれら3つへの御意見をいただきたいと考えております。

なお、子ども計画は県議会の議決をもって策定される議決計画でございます。数値目標のKPIにつきましては、本審議会の後、1月下旬に公表予定としております。このため、冒頭に司会から申し上げましたとおり、数値目標に係る資料、具体的には資料2の下につけておりますけれども、ホチキスどめで数値目標という資料をつけております。こちらにつきましては、審議会終了後、回収させていただきますので、御理解のほどお願いいたします。

それでは、改めまして、こども計画の答申案について、説明いたします。

資料1、こども計画(答申案)の概要を御覧ください。

1枚目の左側、計画策定の趣旨、目指す福岡県の姿、計画期間、計画の位置づけ、対象とするこどもの範囲でございませう。

1枚目の右側でございませう。基本的な考え方、基本方向(4つの柱)でございませう。これまで2回の審議を経て、御覧のとおり整理をしているところでございませう。

恐れ入ります、資料の2枚目をお開きください。

一番上にございませう「全てのこどもが夢や希望を持ちたくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指しまして、これまで2回の審議を経て設定した施策体系を、左側から、施策体系の柱、取組事項(中項目)、施策の方向(小項目)の順に並べてございませう。また、一番右側には小項目の参考として、主な施策を記載してございませう。

なお、2枚目では柱Ⅰ及び柱Ⅱについて、資料1の次のページでは柱Ⅲ及び柱Ⅳについて記載しているところでございませう。

ここでは、第2回の審議会からの変更箇所について、御説明させていただきます。

柱Ⅰの1、資料1の2枚目です。「こどもが権利の主体であることの社会全体の理解促進」としてございませう。当初、「権利主体」としてございませうましたが、こども大綱の表現等に合わせまして「権利の主体」としてございませうして、「の」を加えませうました。

柱Ⅱの1、「妊娠前、妊娠期からこどもの成長に合わせた切れ目のない保健・医療等の確保」としてございませう。当初、「妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療等の確保」としてございませうましたが、この中項目で取り組む内容は、必ずしも幼児期までの層を対象にした内容ではない、また、柱Ⅱの主語がこどもであり、それが表れるべきという御意見を踏まえまして、表現を改めたとございませう。

柱Ⅱの9の小項目2、「様々なニーズや個々の状況に応じたこどもの居場所づくり」としてございませう。当初、「様々なニーズや特性を持つこどもの居場所づくり」としてございませうましたが、困難な状況に置かれているこどもに「特性」という言葉を用いますと、困難な状況がそのこども特有の性質であるといった誤解を招くおそれがあるという意見をいただきまして、表現を改めたとございませう。

資料1の次のページをお願いいたします。柱Ⅲの1、「児童虐待の予防・防止」としてございませう。児童虐待について、予防の観点が必要であるとして、計画上に予防の観点を盛り込むよう求める意見を複数いただきました。事務局及び関係課において、今後の施策の方向を含めて検討した結果、

本県独自の表現として、「児童虐待の予防・防止」といたしました。

資料1への反映については、以上でございます。

資料2の答申案の反映状況となりますけれども、冊子のほうは専門委員会を含めて、かなりの御意見をいただきまして、多くの反映箇所がございます。限られた時間で全てを御説明するのは困難でございますので、恐れ入りますが、前回の第2回審議会でもいただいた意見を反映したものについて御説明させていただきます。

冊子の101ページをお開きいただけますでしょうか。

犯罪被害・性暴力から子どもを守る環境整備のところでございますが、親が子どもに性について教える際に、伝え方や何を伝えるべきか分からない、こういうふうに伝えるといいという「すすめ」のようなものがあるといいという御意見をいただきました。

恐れ入ります、104ページをお開きいただけますでしょうか。104ページの具体的な施策・事業の20番でございます。

性暴力根絶のための広報啓発という事業の施策の中で、発達段階に応じた啓発資料を作成しております。今回の委員の意見に対応するものとして、小学1年生入学時に伝える内容として、「じぶんだけのだいじなところ」という小冊子や動画を作成しておりますので、計画の記載の中に、「小学生等に対し、発達段階に応じて、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する啓発を実施します」ということで反映をしております。

次に、120ページをお願いいたします。次世代のリーダーとなる子どもの応援のところでございますけれども、これからの時代、本当に誰もが経験したことのないような社会を切り拓くことになるからアントレプレナーシップ教育とか起業家精神を養成するような教育を入れていくことが必要という御意見をいただきました。

同ページの現状と課題において、子どもが自分の未来を切り拓いていくために求められる資質について、アントレプレナーシップの考えを取り入れた記載ぶりとしております。

次に、190ページをお願いいたします。次代の親の育成のところでございます。

高等学校の学習指導要領に、子どもを持つことの大切さやすばらしさが入りましたが、子どもを持ちたい、自分が育てたいという心の奥からの思いを持たせる教育は高校からでは遅く、幼児期がすごくいいという御意見をいただきました。同ページの施策の方向において、「子どもを産み育てることや家族を持つことをイメージできるよう、若い世代と乳幼児とのふれあい体験の推進を図る」ということを施策の方向に掲載しているところがございます。

冊子に係る変更箇所の紹介は、以上でございます。

ここで資料の一番下に置いておりますけれども、右肩に参考資料としているA4横の資料を御覧ください。

本答申案を本審議会に諮る前に、12月から1月にかけて開催しました3つの専門委員会において、答申案について御議論いただきました。参考資料では、いただいた御意見を左に、計画に反映した分は右側に記載しております。参考資料の個別説明については割愛させていただきますけれども、お手元の答申案につきましては、3つの専門委員会で委員の皆様からいただいた意見を反映し、御確認をいただいたものとなっております。

なお、本審議会及び各専門委員会でいただいた御意見につきましては、関係所属と全て協議をさせていただいております。計画では表現されていない御意見につきましても、今後の施策の検討において、参考とさせていただくこととしております。ありがとうございます。

次に、数値目標について御説明させていただきたいと思います。

数値目標は、冊子として束ねた資料2と別とじで冊子の後ろにホチキスどめで置いております、右上に「取扱注意」と赤書きで記している資料でございます。こちらをお手元に御用意いただけますでしょうか。

それでは、数値目標について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、表の上に数値目標の設定の趣旨を記載しております。施策の充実・強化につなげるために、施策の目標に対する達成度を測る指標として設定するものでございます。表の一番左に4つの柱、その右側の灰色に塗られた場所に白文字で記載されているのが中項目となります。中項目ごとに、数値目標名、当初値及び目標値を記載しております。

ここでは、今回のこども計画の前身となる3つの計画で、設定のなかった数値目標、いわゆる新規項目について、抜粋して御説明させていただきます。

1、こどもまんなか社会実現に向かっていると思う人の割合。2番、妊産婦死亡率。3、産婦健康診査を実施する市町村数。6、保育士不足の施設数。8番、9番、「授業で自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していたか」について、肯定的な回答をしている児童生徒の構成割合(公立小中学校)。10、11、「授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたか」について、肯定的な回答をしている児童生徒の構成割合(公立小中学校)。13、高等学校におけるワンヘルス教育の実施率。22、23、「地域や社会をよりよくするために何かをしてみたいと思いますか」について、肯定的な回答をしている児童生徒の構成割合(公立小中学校)。25、地域リーダー育成事業参加生徒のうち、プログラムを通じて成長した生徒の割合。28、公立高等学校の卒業生の就職決定率。29、未

来子どもチャレンジ応援事業者による体験活動を実施した圏域の数。30、児童育成支援拠点事業を実施する市町村数。31、放課後児童クラブ待機児童数。32番、親子のきずな再生事業による親子関係改善率。52番、53番、いじめの認知件数のうち当該年度内に解消した件数の割合（公立小中学校、県立高等学校）。54、55、県が相談を受けたいじめの件数のうち解消した件数の割合（市立小中学校、私立高等学校）。56番、子育て世帯訪問支援事業の実施市町村数。60番、自らのライフプランをセミナー受講前より具体的に描けるようになった割合。72番、基本的な生活習慣習得事業の実施市町村数。

以上、24項目が新規項目として挙がっております。

数値目標の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、もう1度、資料1のほうに戻っていただいでよろしいでしょうか。概要資料のほうでございます。

資料1の4ページ目をお願いいたします。計画の第4章である教育・保育の確保方策等について、概要を整理した資料となっております。

教育・保育の確保方策等につきましては、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として、各年度の教育・保育の量の見込み及び提供体制、教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上等について計画を策定することとなっております、今回、こども計画の第4章として盛り込むこととしております。

まず、教育・保育の量の見込み及び提供体制についてでございます。

子ども・子育て支援法に基づきまして、各市町村において子ども・子育て支援事業計画を策定することとされておりまして、県計画では各市町村の計画値の集計結果を掲載することとされております。市町村計画の策定に当たっては、近年の就学前のこどもの数や保育ニーズの動向、市町村における保育所等の定員数を分析した上で、実態に沿った計画となっているか、ニーズに対応した計画値になっているかなど、県において事前にヒアリングや協議を実施しております。

資料の真ん中の少し上になりますけれども、市町村計画の集計結果を表として掲載しておりまして、全県合計の数値においては、ニーズに対応した提供体制を確保できる結果となっております。

一方で、保育ニーズの動向や提供体制が十分確保されているかについては、市町村によって状況が異なっておりますので、計画を実現していくための対策の検討に当たっては、地域ごとに実情を分析し、引き続き市町村と協力して丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、資料の下半分、従事者の確保及び資質の向上についてでございます。

特定教育・保育、地域型保育事業の従事者について、それから、地域子ども・子育て支援事業の従事者についてそれぞれ記載しております。

記載している内容につきましては、こども計画の施策体系である第3章における施策の柱のⅡの2、幼児教育・保育の充実、それから、施策の柱のⅣの6、地域、家庭でこどもを育む環境づくり等において記載している具体的な施策・事業のうち、従事者の確保や資質の向上に資する事業を抜粋したものとなっております。

ここでの各事業の読み上げは割愛させていただきますが、県は教育・保育等の従事者の確保及び資質の向上について中心的な役割を担っていることから、記載している施策をしっかりと進めることによって、人材の確保、資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

教育・保育の確保方策等に係る説明は以上となります。

資料1及び資料2の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(田中会長)

ありがとうございました。事務局からの説明は終わりました。

説明をいただいた答申案は、これまでの議論を踏まえて示されたものです。

ただいまから委員の皆様の御意見を伺いますが、本日は答申案の議論がメインとなりますので、御発言いただく際には、こども計画への反映を求める意見、答申案の修正に関する意見であるのか、今後の施策等への御要望としての御意見、答申案の修正を求めるものではない、そういう意見であるのか、御発言の際にその趣旨を明確にして御発言いただければと思います。

それでは、御意見、御質問はありませんでしょうか。どうぞ。

(安河内委員)

修正というか、表記に関してなんですけれども、資料1の基本方向四つの柱の1、全てのこどもが持つ権利の保障というその次の始まりの文章ですけれども、「こどもを権利主体として社会全体で認識し」と書かれているのですが、ほかのところは全部、例えば上の基本的な考え方の一番上の丸で、「こどもを権利の主体として認識し」という書き方に変えるという話だったと思うので、「の」を入れていただく必要があるかなという、表記に関する意見というか、指摘でございます。

以上です。

(田中会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(こども未来課)

こども未来課でございます。

御指摘ありがとうございます。私どもの反映のほうで十分ではないところがございました。再度点検して反映してまいります。よろしく申し上げます。

(田中会長)

よろしいでしょうか。

(安河内委員)

はい、ありがとうございます。

(田中会長)

ほかにありますでしょうか。どうぞ。

(大塚委員)

今日出されました第4章のところで、私ども市町村がそれぞれ保育士の確保に非常に苦慮しているということで、常々市長会でも話が出るんですが、公定価格のほうは地域手当がベースになっているのかと思いますけれども、近隣自治体との間で処遇に格差があって、それぞれの自治体で確保しようとしても他の自治体に逃げていくということで非常に苦慮しています。この計画の中に盛り込む必要はないと思っていますけれども、県のほうでその辺の調整をしっかりといただかないと、保育士の確保がままならない自治体があって、ある意味では定員を受け入れられない自治体があったり、あるいは保育士が他の自治体に逃げていくということで、ちなみに私は直方市なんですけれども、飯塚市や宮若市は地域手当的に私どもよりプラス何%か多く支給されています。名前を出していいと思いますけれども、よく宗像市長からも福津市との間で格差があって保育士の確保がままならないというお話を聞いています。この辺、今回の公務員の地域手当は県下全域で4%ということになるとお聞きしてまして、そういう意味では保育士の確保に支障を来すような格差の是正について、この計画に盛り込む必要はないんですが、実態として苦慮してい

ることをぜひ御理解をいただきたいと思っています。

私からは以上です。

(子育て支援課)

子育て支援課の川越と申します。

今、市長におっしゃっていただきました地域手当の件でございます。これは全国的な問題としてございますけれども、福岡県内におきましても、隣接する市町村の間で地域手当に差があるという現状がございます。私どもは、これにつきましては、大きな格差が生じないようにということで、福岡県議会とともに、毎年国に対して適正な措置について要望させてもらっております。

先日、昨年度の人事院勧告を基に地域手当の見直しが示されております。これが県下一律になるというお話もございますけれども、これが保育の世界でどのように変わっていくのかについての回答としましては、こども家庭庁のほうから、当面の間、見直しは行われたいということですが、引き続き、私どもとしては、格差につきまして、国のほうに要望してまいりたいと考えております。

別途ございました手当とは別に処遇改善につきましては、過去最大の引上げということで、今年度、10.7%処遇を改善するということが既に発表されておりますので、これについてもしっかりと県内の保育士の皆さんに届くように県としてもしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(田中会長)

ほかにありましたらお願いします。

(安部委員)

数値目標のこともよろしいでしょうか。

(田中会長)

はい、何でも結構です。

(安部委員)

Iの2なんですけれども、こどもの意見表明とその尊重というところ。こどもまんなか社会の実現に向かっていると思う人の割合、これは大人の意見ですね。それで、数値目標のほかのと

ころを見ると、公立小学校とか市立小学校、中学校、高校とかこどもの意見を聞いている場があるので、こどもの意見がきちんと尊重されているかどうか、こども自身に聞いてほしいと思います。社会全体としてこどもが権利の主体であるかということは大人に聞いていいと思うんですけども、2番目のこどもの意見表明とその尊重というのは、こども自身がちゃんと自分の意見を聞いてもらっていると思っているかどうか、そういう数値を出してほしいと思いますし、今ないのであれば、繰り返しますけれども、小学校、中学校、高校のこどもたちに聞いているアンケートがあるみたいですので、質問項目の中に新しくそれを入れていただくことが可能なかどうかをお聞きしたいと思います。

(こども未来課)

こども未来課でございます。

この項目の目標につきましては、私ども事務局において、いろいろ検討いたしております。意見表明につきましても、いろいろ今安部委員が言われたことなども、データなどを含めて、今後、私どもも把握してまいる必要があると考えております。まず、今私どもが把握しておりますのは、こどもがこどもまんなか社会のことを知っているかといった認識度についてのデータは取っておりますけれども、今いただいた御意見を踏まえ、教育委員会なども検討してまいりたいと考えております。御意見ありがとうございます。

(田中会長)

よろしいですか。

(安部委員)

はい、ありがとうございます。

(田中会長)

ほかにはありませんでしょうか。

(松浦委員)

失礼します。見直しの要望でございます。254ページの指標の52、53、54、55に「100%」とあるところを見直していただけないかということで、理由は三つございます。

一つは、52と53は「当該年度内」という文言が入っています。これは年度末にいじめを認知したらほぼ解消というところが難しい。なぜかという、解消の定義は文科省に二つあって、一つはいじめの行為が3か月消えていることです。となると、当該年度内というのは非常に難しいというか、定義上は無理というのがあります。

そして54、55は逆に、いつまで待って解消したと判断するんですかということがあります。

52、53、54、55の全てに関わるのは、そもそも自殺された場合、これは解消の定義に当てはまりません。文科省の二つ目の解消の定義は、いじめを受けたこどもの心身の苦痛が消えていることとなっているので、自殺はそれに当てはまらないということから考えると、少なくともこどもの死亡に関連する指標は数値、パーセントではなくて、増加なり減少という文字で表したほうがいいのではないかと思いますし、この100%という数値を見た自殺したこどもの御家族や関係者が再度非常に苦しむことになりかねないと思います。

一応、次のページの57、58に、上昇や増加という表現があります。なおかつ、国の成育医療等の基本方針の数値目標に10代の自殺率があるんですが、それは「減少」となっておりますので、「増加」としていただくのがいいのではないかなど、少し御提案させていただきます。

以上です。

(義務教育課)

失礼いたします。義務教育課の古島でございます。

松浦委員ありがとうございます。先生のおっしゃるとおりでございます。3か月以上経過した状況を見て、いじめの解消を判断します。教育委員会は、この52、53につきましては、どうしてもその年度内の数値を見る必要がありますので、まず年度内と区切った上で、3か月经過しないものはこの母数から除いております。ですので、あくまで3か月以上経過したものについて大丈夫かどうかを見ていくという考え方になっています。

先生にいただいているもう1点の死亡です。自殺された場合、どういった理由があるのかというのは必ずしも把握できていない部分もあるんですけども、その点は、数値だけの話をいたしますと、あくまで解消できたかというところで、統計ではその他というところに入ります。それもまた分母から除いていますけれども、そこの扱いについてはまた教育委員会の内部で相談したいと思っております。ありがとうございます。

(田中会長)

よろしいでしょうか。

(松浦委員)

はい、ありがとうございます。

(田中会長)

ほかにありますか。お願いします。

(私学振興課)

私学振興課でございます。

54、55につきまして、私学のほうでは委員が御指摘された文科省の捉え方もございますので、暦年で集計して、3月末時点の解消がどういう状況かを見ようということで、「当該年度内に」をあえて外した経緯がございます。

それと、死亡の件につきましては、教育委員会、公立のほうと考え方を合わせたところで検討させていただきます。

(松浦委員)

ありがとうございます。

(田中会長)

ほかに御質問ありませんか。お願いします。

(安部委員)

数値目標の43番です。生活保護世帯に属するこどもの大学等の進学率に「等」とついているのは専門学校なども含んでいると思うんですけれども、一般世帯の大学等の進学率ってどれぐらいですか。目標が80.3%ですけれども、大学だけに関して言えば50%ぐらいだと思います。なので、一般世帯と同じぐらいが80%ならこれでいいと思うんですけれども、そうでないんだったらちよつと高過ぎるかなと思ったんですけれども。

(こども未来課)

こども未来課でございます。

今回の目標値80.3%につきましては、県内のこども全体の大学等進学率の令和4年度の数字が80.3%になっておりまして、こちらに合わせ、高い目標ではございますが、これを今回目標として設定させていただいているところでございます。

以上です。

(田中会長)

ちょっと時間が過ぎたかもしれませんが私のほうから。特に保育士の確保絡みのところなんですけれども、一つ修正できればと思うものが、先ほどの資料1の最後のところ、特定教育・保育、地域型保育の従事者の確保及び資質の向上のところ、最後に従事者の資質の向上とありまして、その二つ目に、保育士等の専門性向上という言葉があります。ここに、園長という言葉も入れていただけないかと思います。というのが、今回、実は私のほうで全国規模で保育に対する考え方とか取組の調査をやっているんですが、園長と保育士等との間に意見の食い違いがあったり、園間で保育に関する考え方が大きく違ったりします。ある程度の多様性は大事なことなんですけれども、こんなに違うのかという実感を持ちまして、そういう意味で、やっぱり園長の研修というのは非常に大事なのではないかと思います。ここに入らないかなというのが一つです。これはいかがでしょうか。第4章、最後のページの下のほうなんですけれども。

(子育て支援課)

子育て支援課でございます。

今の御指摘については、ちょっと検討させていただきたいと思っています。実態上は、施設長向けの研修は実施しておりまして、内容についても不断の見直しを行っております。施設長向けにも行っておりますので、持ち帰りまして検討させてください。

(田中会長)

園長がちゃんとしないと、保育は確かなものにならないと思ったりしたものですから。

もう一つ同じく保育士の確保で、保育士不足の園をゼロにするという数値目標があります。恐らくこどもの数に対する定員がありまして、それは満たしている、ここではそう解釈するんですけれども、実は保育現場で今とても困っているのは、保育士不足ではない。要するに定員数は確保し

ているけれども、実は発達障がいなどのこどもの数が急激に増えまして、一つのクラスに定員の保育士を配置するんだけど、それではほかのこどもに手がかけられないぐらい大変な状況にあるという訴えを多くの園で聞きます。もちろん定員不足をゼロにする、それは当然の目標ですが、今後の課題として、ただ定員を満たしていたらというわけではなくて、こういう状態にある中で今保育士がとても疲弊している園が少なくないものですから、その辺の御検討もお願いできたらと思います。

以上です。

(子育て支援課)

子育て支援課でございます。

今の御意見はごもっともなところがございまして、実態として、園のほうからも、昨今、子どもたちの発達についての御相談、そういったものが我々にも直接届く部分がございまして、しっかりと対応について、今後、施策等の検討を図れるところについては行っていきたいと。

もう1点ですけれども、実は昨年度からですけれども、県のほうでも障がい児保育等受入体制標準モデルというのをつくりまして、各市町村を通じて園のほうで速やかにそういった受入れ体制がしっかり取れるように進めております。この中には、当然ながら制度のお話であったり、あるいは障がい児を受け入れた場合に、施設のほうに対する費用面での負担の状況であるとか、あるいは研修の状況であるとか、そういったものをしっかり合わせてまとめております。障がい児の受入れのための標準モデルというものに今のような制度、あるいは費用の助成、それから研修、そういったものも併せて毎年更新してお示ししながら、園のほうでお困りになっていることについて少しでも改善できるように進めてまいりたいと思っております。

(田中会長)

ありがとうございます。

先ほどの調査ですけれども、積極的に受け入れたいという園は8%にとどまっております、あと多いのが、いろんな条件が整ったら受け入れてもよいと。受け入れたくないと答えたところも13%くらいありますので、その辺を配慮いただければと思います。よろしく申し上げます。

ほかに何か御意見ありますでしょうか。お願いします。

(藤田委員)

連合福岡の藤田でございます。1点の修正要望と1点御質問ということで、2点お願いいたします。

資料2、答申案の193ページ、所得向上に向けた支援の項目ですが、現状と課題の二つ目の丸の後段、賃上げ環境を整備するためには、「労務費を含めたコストの適切な価格転嫁」という表現になっているんですが、今政府のほうも、そして県でも、人への投資、あるいは人材育成に焦点を当てておまして、労務費、いわゆる人件費をコストと表現するのは、私ども働く者の立場からいけば、すいません、容認できない言葉です。ぜひ労務費を含めた適切な価格転嫁ということで、「コストの」というところは削除いただければと思います。

加えて、労務費を含めた適切な価格転嫁の前に、「公正取引または適切な取引」、ここも追記をいただきたいと思います。これは施策の方向の②にあります価格転嫁の円滑化に関する協定の13団体、私どもも加わっておりますけれども、公正取引の推進、促進というもの、公正取引委員会も含めたところで、国の労働局や九州経済産業局ともこの公正取引というのをキーワードにしながら、いわゆる中小企業の支援、あるいはサプライチェーン全体で生み出した付加価値の配分に取り組んでおりますので、労務費の前に「公正取引または適切な取引」を加えていただければ、私どもが進めている13団体の取組と合致をする所得向上に向けた支援策になると思います。よろしくをお願いします。

それからもう1点。今回、様々な教育費の負担軽減や、いわゆる教育に関わる支援策になっておりますが、さきの臨時国会でも、そして24日からの通常国会でも、教育の無償化というものが、様々な政党の駆け引きはあるようですけれども、政府を挙げて取り組まれるんだらうと思います。そうなった場合、いわゆる国の教育無償化、どこまで行くか分かりませんが、がなった場合、今掲げている様々な教育費負担、あるいは教育支援に係るところは、計画期間中でも修正が入ると理解をしておいてよろしいでしょうか。この2点でございます。よろしくをお願いします。

(商工政策課)

商工政策課でございます。

価格転嫁の部分の御指摘をいただきましてありがとうございます。13団体との協定のお話もございましたので、御指示いただきましたとおり、こちらの表現を修正させていただければと考えております。ありがとうございます。

(こども未来課)

こども未来課でございます。御指摘ありがとうございます。

冊子の2ページ目をお願いいたします。第1章、総論のところの5番の計画の進捗状況の点検評価のところでございます。私ども、来年度以降、今年度つくった計画を進めてまいるとともに、点検評価をしております。今回は新たな施策がかなり入っております。国の法改正があったばかりのものもございますので、適宜、施策事業については見直し、充実を図っております。また、毎年開催をさせていただきます審議会の中でその御報告をさせていただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

(田中会長)

よろしいでしょうか。

(藤田委員)

はい。

(田中会長)

ありがとうございました。それでは、お願いします。

(中山委員)

前回の審議会で、私から障害者差別解消法に基づく意思の表明の件について意見を述べたところです。今般改正された障害者差別解消法では、民間事業者も合理的配慮提供の義務があるとなっておりますが、合理的配慮を決定する上で、まずは当事者の人の意思の表明が必要だと。その意思の表明を受けて、提供する側との合意形成を経て合理的配慮を決定されておりますが、障がいのある人というのは、そもそも意思の表明が難しいんですね。例えば、知的障がいのある人であれば、自分の困難な状況を自分で理解することが難しいと。そのため意思の表明が難しかったり、自閉症の人であれば、コミュニケーションに困難があるため意思の表明が難しかったりするわけです。そうすると、法律の立てつけ上は、それはしようがないことで、これは国がやることなので福岡県がどうこうできない立てつけですけれども、そういうギャップというか、隙間をこういうこども計画で埋めていかなければいけないと。そうすると、こどもの意思の表明をどうやってサポートしますかということになってくるわけです。

なので、できたらこれは修正、追加をお願いしたいんですけども、意思の表明を支えるための支援事業みたいなことを御検討いただきたいと考えております。冊子の174ページでは、真ん中辺りで合理的配慮の提供について啓発を進めるというふうに方向性を示していただいていますけれども、できたらどこかの事業の中に、意思の表明を支える、充実させるための事業みたいなことがあるといいなと思っていますところでは。

国の学習指導要領上は、そういう法律をつくったんだけど、ではこどもに何もしないかという、実は学習指導要領の自立活動という領域でこどもの意思表明を支えることになっています。その辺りのところで、例えば174から176ページ、あるいは177から178ページの事業の中に、例えば「自立活動の充実事業」とか、あるいは今、既にある事業の概要の中に「自立活動を充実させる」みたいな文言を加えていただいて、こどもの意思の表明をサポートするみたいな形にならないかなというのが私の意見です。

加えて、差別解消法について別の観点から言いますと、差別解消法では都道府県に対応要領をつくることを求めています。福岡県にも差別解消に向けた職員対応要領があるんですけども、福岡県の場合、罰則が設けられています。それから、福岡県教育委員会の職員対応要領もあるんですけども、そこでも合理的配慮の提供を怠った場合、罰則に付すことがあるというふうに実は設けられています。

そういう観点から見ても、どこかしらに何かの形で合理的配慮の裏づけとなるような文言を入れておく必要があるのではないかなと個人的には思っています。

もう一つは、私がいろいろな学校を回ってみると、学校現場で、合理的配慮と障がいのある子に対する個に応じた指導の違いが分かっていない学校、障がい特性に応じて支援する、その全てが合理的配慮と勘違いしている学校もあるんですね。ですから、啓発だったり、合理的配慮の提供を充実させる事業をやっていないと、多分、変わらないと思っていますので、何らかの形で入れていただいたらありがたいなと思っています。

以上です。

(田中会長)

お願いします。

(障がい福祉課)

障がい福祉課です。今、委員から御指摘のあった点でございましてけれども、まず全体的なことと

しまして、意思表示に関して言いますと、173ページの施策の方向というところで、障がい児・障がい者含めてですが、1番目のところで「保護者や障がいのあるこどもの意向や一人ひとりの障がいの特性に応じた適切な支援を行う」というところと、あとこどもを含めた「家族に寄り添った支援を行う」ということで、個別の支援計画や教育支援計画を作成することになっておりますので、この中でお子様の意向も反映されると考えているところでございます。

それで、合理的配慮の部分で言いますと、今言った裏づけとなるようなところがこの取組の中に詳しく書かれていないと思います。県としては、障がい者差別に関する相談等に関し、相談専門員を置きまして啓発等にも取り組んでございますので、何かそういったところも少し書き入れられるところがあれば考えてみたいと思います。

あわせて、県も対応要領を策定しておりますし、広く一般的に県民に対して障がい者差別の解消についての啓発にも取り組んでおりますので、そういったところも少し書き加えていきたいと思っております。

(田中会長)

いかがでしょうか、今のところで。

(中山委員)

ありがとうございます。個別の支援計画、個別の教育支援計画をつくってやっていくというお話があったんですけども、その根拠は学習指導要領なんですね。学習指導要領の中で支援計画、指導計画をつくって支援していくということになっていますけれども、学習指導要領の法的根拠というのは実は差別解消法より緩くて、よっぽど差別解消法のほうがコンプラ度というか、法的拘束力は強いですよ。そこら辺の関係をしっかり押さえておかないと不十分かと思っておりますので、御回答いただいたように、いろいろなところで少し加筆をいただけたらありがたいと思います。

(田中会長)

難しい問題ですが、もし修正が可能であれば今回修正していただき、さらに本当に差別の解消に向かって効果的な方策というものを今後も県で検討していただければと思います。

ほかに、どうぞ。

(中山委員)

障がい福祉課から回答がありましたけれども、義務教育とか、特別支援教育課とか。

(特別支援教育課)

特別支援教育課でございます。

特別支援教育課では、委員から御指摘があったように、学習指導要領に基づいて個別の指導計画、個別の教育支援計画等で合理的配慮についてはしっかり明記をしていくということで、県の参考様式にも合理的配慮の項目等を入れて対応しているところでございます。今後も押さえはしっかり取り組んでいきたいと考えております。

ここについての明記というのは、いかがでしょうか。現在、もう取り組んではいるところですが。

(中山委員)

例えば、高校のインクルーシブ教育システム構築支援事業の中に、結局、義務教育が終わって高校になったら合理的配慮の提供が終わってしまう事例とかもいっぱいあるんですね。ですので、例えば、事業の概要の中に「合理的配慮の継続も含め」とか、そういう形で何か文言で補えないかなと感じているところです。ただ、そうすると県立高校だけの話になってしまうので、それで十分かというところではないかもしれないなどは思います。

(特別支援教育課)

御指摘のあった177ページについては、まず県立高校の表記に、合理的配慮を挿入させていただきたいと思っております。

(田中会長)

よろしいでしょうか。では、お願いします。

(家中委員)

子育て当事者の家中と申します。お願いします。

私のほうからは、柱のIV、次代の親の育成に関わるのかもしれませんが、ここですね。資料1ですけれども、「ライフプラン教育の推進、中高生を対象にした乳幼児ふれあい体験の推進」、「プレコンセプションケアの推進」と記載があるんですが、ここに大学生を追加することは難しいのかな、

施策に大学生を対象とした乳幼児の体験とかがあればいいなと思います。

というのも、去年末に大学生と触れ合う機会がございまして、そのときに女子大生が「働きたいので、出産は諦めます」と私におっしゃったんです。21歳の女子大生ですけども、やっぱり将来を考えたときに、近くに働きながら子育てをしているお母さんがいらっしゃらないので、具体的にどうしていいのかわからない、わからないから諦めようとシンプルになってしまっている印象を受けて、話したら「ああ、そうやってできる方法もあるんですね」とおっしゃっていたんですね。当事者で私はここに来て、難しいことはちょっとわからないんですけども、そういう意見があったということや、ぜひこの場でお知らせしておきたいのと、こどもを産んでも働けるよ、今こうやって福岡県でも皆さんが働きやすいように大人が一生懸命取り組んでいるよということも、ぜひその人たちに伝えたいというので、乳幼児のふれあいに大学生や、実際に働き育てているお父さん、お母さんもその中に入れてもいいのかなと。先輩たちとつなげる施策で、お母さんたちが悩んだときに相談できる場所があればいいなと思ったので、施策に入れるのは難しいかもしれませんが、もしそういうイベントとかがあればいいなと思いました。

以上です。

(田中会長)

ありがとうございます。非常に重要な御指摘だと私は受け止めたんですけども、お願いします。

(こども未来課)

こども未来課でございます。

資料で申しますと、今、資料1以外の冊子のほうで申しますと、190ページのほうに委員御指摘の内容の事業等を掲載させていただいております。

こちらの「次代の親の育成」の中の下のほうに、具体的な施策・事業として、2番目のほうで「乳幼児との直接的なふれあい体験実施の促進」を、御指摘のとおり、確かに「中高生を対象とした」ということで、この取組は県でも近年、きちんと市町村とも連携しながら力を入れていこうとしているところでさせていただいております。

大学生等につきましては、1のライフプラン教育等の中で広くいろいろな啓発を、セミナー等を中心に今、行わせていただいているところでございます。委員御指摘のような「ふれあい体験を大学生に」といった部分は、具体の施策で今はやっておりません。今、大学生にやっている事業がありますけれども、事務局のほうでも、施策の検討、見直しに当たって、どういったことが今後のライフ

プランにふさわしいかを検討材料として考慮させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(家中委員)

ありがとうございました。

(田中会長)

今の御意見が非常に重要な御意見だなと思うのは、どうしても子育て支援については、今、こどもを持つ意思のある方や持った方への施策が今、中心になっていますけれども、それでは少子化傾向に歯止めがかからないという気がしまして、ぜひ持ちたいという意識を持った方をどうやって増やすかという中で、今の大学生というのはとてもいいなと思いました。

実は、つい数日前に宗像市で話したときに、教育大と看護大があるから、その学生たちに、ぜひこどもを育てている家庭に入ってもらって体験させてやろうという話も出てきたんですね。それから、今、ほんの一部ですけれども、若者家庭留学制度を取り入れて、今のは大学生でしたけれども、若い社会人の方もぜひ子育て家庭に入ってもらって、少しでもこどもを持つと思ってもらう、あるいは育て方の学びとかの機会を与えたいという、少しずつ今そういうものも出てきている現状です。今後の方向性としてだと思うんですけれども、ぜひ頭に入れておいていただければと思います。

ほかにありますでしょうか。お願いいたします。

(安河内委員)

何度もすみません。数値目標のところの、ページで言うと254ページと書いてあるところで、柱Ⅲの7の「ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援」というところですが、ここに子育て世帯訪問支援事業の実施市町村数が数値目標に上がっていて、これでヤングケアラーの早期発見とかができるのかなど。

それで、資料2の本体のほうを見ると、185ページの1番がヤングケアラーの早期発見で、2番がヤングケアラーがいる世帯の家事・育児を支援するというので、市町村のこども家庭センターなどを中心にヤングケアラーを早期発見して、発見できたら子育て世帯訪問支援事業を活用してヤングケアラー世帯を支援するというのでここに上がっているかと思うんですけれども、これではヤングケアラーの早期発見とはちょっとまだ読めないというか。

ヤングケアラーはやはり非常に大変な思いをしていると思うので、やはり早期発見に関する指標が何か要るのではないかなと思います。185ページに市町村のこども家庭センターでサポートプランを作成すると書いてあるので、そういう指標は何か、ヤングケアラーを早期発見しますと、それを子育て世帯訪問支援事業につなげていくということだと思うので、何かそういう指標がもう一つ要るのではないかという感じをここを見ていると受けます。

御質問と修正希望の意見です。以上です。

(こども未来課)

こども未来課でございます。

今、委員から御指摘いただきましたのは、冊子のほうで申しますと185ページに事業を並べさせていただいております。発見のところからという御指摘でございますが、その185ページの一番上の事業にも掲載されておりますように、ヤングケアラーの発見につきましては、こども家庭センター、それから従来で言うと要対協等が関わってくるわけでございますけれども、本県のこども家庭センターの設置につきましては全市町村、60市町村に設置をされております。本来、これが他県のようにまだ整っていなければ、そういった部分のインフラというか、基盤整備ということが目標に上がってもよかったのかもしれませんが、子育て支援課のほうで働きかけてこども家庭センターがきちんと設置されております。

私どもとしましては、ヤングケアラーを支援するソフトインフラとしての市町村による子育て世帯訪問支援事業を全市町村できちんと実施していただく体制を整えていきたいと以上の経緯から考えておりますので、今回この指標を設定させていただいております。これによってヤングケアラーの方の負担の軽減を図ってまいりたいという趣旨でこれを設定しておりますので、この指標で計画を進めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(安河内委員)

分かりました。市町村のこども家庭センターというのは県下全体であるということで分かりましたけれども、そうすると、ヤングケアラーとしてやっていらっしゃる方は全部把握できているという理解でよろしいですか。

(こども未来課)

こども未来課でございます。

把握についてはもちろん課題としてございますので、市町村のこども家庭センターや関係機関との連携を進めていこうと考えております。そこは数値化して指標として置くのが難しい部分で、ヤングケアラーの方がいらっしゃる中で、それを行政としてきちんと支援する仕組みがあるんだということを、私どもはメッセージとして訴えかけたいと思っております。その重要なものが市町村における子育て世帯訪問支援事業で、これをきちんと市町村のほうにも趣旨を理解してもらってヤングケアラーのためにも活用してもらおうようにしていきたいと考えております。

発見につきましては、取組の中で、どのように早期発見できるか、関係機関と連携・協議を引き続き進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

(安河内委員)

例えば、発見されたら市町村こども家庭センターでサポートプランがつくられると思いますけれども、サポートプランの作成、発見と作成なんですかね、それについての指標みたいなものがつくれないのかと。

一般の方もそうですけれども、これだけを見て、ヤングケアラーの早期発見に努めている、あるいはその支援に努めているとは、何段階も説明しないと見えないと思うので、その辺りのことについて、ヤングケアラーの早期発見に努力しているというもう少し分かりやすい指標が必要なのではないかという意見です。

以上です。

(こども未来課)

こども未来課でございます。御意見ありがとうございます。

ヤングケアラーの早期発見、把握して支援につなげることが、私どもはまず一番大事だと思っております。私どもは発見いたしましたらサポートプランを必ずつくることとしております。片や、ヤングケアラーにつきまして数値目標にして、今回こども計画の中で多くなればよいという形で打ち出すのはなかなか難しいと考えております。もちろん、こちらの施策の中で書いておりましたとおり、早期発見につきましては、先ほども申し上げましたように、こども家庭センターをきちんと市町村につくっていただいています。また、市町村だけでは発見できません。福祉サイドの従事者、関係機関の御協力をいただいて、知らせていただいてサポートしていくと。そのツールとして今申し上げました子育て世帯の訪問支援事業がございます。

これについては今、私どもで頑張っているところで、36市町村で行われておりますが、ヤングケ

アラアの支援には家事負担から救い上げることが大事だと考えております。その指標として、発見はもちろん、ヤングケアラーにつきましては今回法改正で新しく定義されましたけれども、その前から私どもは発見に取り組んでいるところでございますので、今の時点ではこの指標で取り組ませていただきたいと思いますと考えております。よろしく願いいたします。

(田中会長)

必ずしも納得されていないようではございますけれども、県のほうにも思いはしっかり受け止めていただいたと思いますので。

(こども未来課)

こども未来課でございます。

数値につきましては、私どももしっかり把握して取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

(田中会長)

どうぞ。

(新井委員)

ありがとうございます。今の御質問と回答の関連でお尋ねします。ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援のヤングケアラーの部分についてなんですけれども、こども未来課のみの対応という感じですか。というのは、現実的にヤングケアラーは、小学生、中学生の義務教育、それから高校でも、教育現場で何となく分かるというか、把握していただける機会はいっぱいあると思うんですけれども、教育委員会との連携ということはやられないのでしょうか。

(こども未来課)

こども未来課でございます。

この施策の担当課はこども未来課でございますが、もちろんヤングケアラーの発見とか支援につきましては、発見の割合が一番高いのは学校からの情報で、そこが大事でございます。そういうことで、連携体制の構築には教育委員会にも多大な御協力をいただいておりますし、また先ほど申し上げましたとおり、要対協の関係で私どもはこども福祉課とも連携しておりますし、例えば、

介護のヘルパーさんが発見された場合には介護分野の課がございますので、そちらと連携して、担当課としてはこども未来課と書いておりますが、連携については関係課含めて力合わせて頑張っているところでございます。よろしくお願いいたします。

(新井委員)

連携という部分ではこういうところからは見えないところでされているということですが、教育委員会としてはヤングケアラーに関してもう少し別立てでがっちりやっている部分で、連携というよりはもう少し組織として施策としてしっかりとしたのがありますよね。そこと連携しているということですか。あえてお聞きしたいのですけれども。単なる情報提供とかではなくて、そういうこどもを発見した場合、あるいはどのように発見していくといった場合に、どう組織的につないでいくかというのは既に構築されているのかをお聞きします。

(義務教育課)

義務教育課でございます。先生ありがとうございます。

おっしゃるとおりヤングケアラーにつきましては、やはり学校現場が発見の端緒となる機会が多いと考えております。その点で、養護の先生だったり、あとは、スクールソーシャルワーカーに教育と福祉をつなげていく役割を果たしていただいております。そちらを各地区に配置しておりますので、その中で分かったことをそういった支援につなげていく施策を展開しているところでございまして、そこは市町村と事前にしっかり組んでやっているところでございます。

(新井委員)

分かりました。ありがとうございます。

(田中会長)

安部委員。

(安部委員)

私もヤングケアラーについて研究とかしていますけれども、教育委員会主催の人権教育としてヤングケアラーについてしゃべってくれと言われることが何回かありました。だから、教育委員会の研修の中にヤングケアラー研修を必ず入れる、人権教育全般かもしれませんけれども、そういうこ

とは県教育委員会としては難しいんですか。そういう事業を立ち上げるとか。

(義務教育課)

すみません、人権教育の担当が本日出席しておりません。そういった御意見があることは受け止めさせていただきまして、内部で検討したいと思います。

(安部委員)

すみません、資料2かな、冊子の42ページにこどもの自殺率の話があって、183ページにこどもの自殺についての施策が書いてあるんですが、全ての施策に数値目標は要らないかもしれませんですけども、こどもの自殺を減らしたいと思うんです。すみません、43ページに資料がありません。施策は183ページです。

数値目標に入れるということはどうですか。多分、新しく数値を出すというよりも減少という項目になるかもしれませんけれども。なぜかここには30歳未満の若者の死亡が153人と書いてあり、こども基本法ではこどもに年齢制限つけないということがあって、計画もそうなっていますけれども、でも、20歳未満も47人死亡くなっていますので、こどもの死亡をぜひ減らしたいということで数値目標に入れてほしいという要望です。

以上です。

(こども未来課)

事務局のこども未来課でございます。

健康増進課のこころの健康づくり推進室のほうが所管しておりまして、本日来ておりませんので、御要望をお伝えして検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(田中会長)

どうぞ。

(伊東(秀)委員)

表現をちょっと変えてもらいたいところがあります。資料1の柱Iの2のこどもの意見表明とその尊重のところ、こども施策に対するこどもの意見表明の機会の確保とあるんですけども、意見表明というと積極的な意思がないとなかなかこどもは発言できないかと思います。これだどうし

でも意見を表明することもは実際は限られてきてしまうのではないかと思うので、まず、その前段階として、こどもの意見や考え、思いを聞いて、その上で意見表明の機会の確保としたらどうかと思います。

それと、子どもなんですけれども、あえてここに「全ての子ども」と入れたらどうかと思います。どうしてもこどもの意見を聞く場合に、障がいがあったりとか虐待を受けているとか、特殊な事情のこどもの声を聞くことはもちろん重要で、そこがクローズアップされがちですけれども、普通の一般家庭の子どもでもいろんな抱えている悩みがあると思います。

福岡市の公立小学校とかは、実際に、特に問題を抱えているという感じではないけれども、普通の小学校に行くとこどもの意見を聞く事業を始めていると聞いております。そういう機会を、ぜひ新しく県の大綱をつくるに当たって、答申するに当たって、「全ての」と入れることで、表現はあれかもしれませんが、すごくインパクトのあるものになるのではないのかと思っています。実際にそれを事業に落とし込むのはすごく大変だと思いますけれども、ぜひそこを盛り込めればどうかと思っているので御検討いただければと思います。

関連ですけれども、今言ったこどもの意見を聞くというのは、皆さん御存じのように子どもアドボカシーという考え方につながると思います。こういう子どもアドボカシーはまだまだ一般の方が知らない言葉ですけれども、一つそういう分かりやすいキーワードがあると広く子どもたちにも広がるのではないのかと思うので、ぜひ答申案の中にも「子どもアドボカシー」という言葉を盛り込んでいただいて、例えば、その考え方の普及や啓発に努めるということが盛り込めないのかとちょっと思いました。

以上です。

(子ども未来課)

子ども未来課でございます。

今、御意見いただきました内容ですけれども、資料としては67ページでよろしいでしょうか。御指摘をこの内容で申しますと、真ん前の施策の方向からのところで、こどもが自らに関係するこども施策に対して、意見が反映される前に意見が言いやすいという部分のお話があったと思います。こちらのほうで、「こども施策に対して意見を表明しやすい環境の構築に努める」ということを私どものほうでは打ち出させていただいております。これに基づいていろんな施策等を検討してまいります。

あと、「全ての」とそこに入れていただきたいという御趣旨を承りましたけれども、これについては

また表記ぶりを検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、アドボカシーの話です。今の既存の計画等ではコラムの形でいろんな資料等を掲載しておりますので、そういった形で入れる余地がないか等を検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(田中会長)

まだ様々な御意見があるかと思いますが、実は本日もう一つ審議事項があります。

今、修正を含め様々な御意見をいただきました。この場で修正できるものや検討が必要なものがあつたかと思いますが、最終答申までに少し手を入れるものが出てくると思います。その辺りの修正内容については御一任いただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(田中会長)

ありがとうございます。

本当に、大切な御意見をたくさん出していただきました。これが今のこどもの未来に向かって少しでも効果があるようにということで、皆さんもぜひそれぞれのお立場で御活躍いただいでですね。例えば、今回の数値目標には出ていませんけれども、県の出生率は今後も下がるでしょうけど、せめてこの辺にとどめたいとか、あるいは、いじめや不登校の数をこのぐらいまで減らしたいといった、今回は出てないけれども本来は意識して取り組むべきもの、その辺も目を向けながらいきたいと思います。

では、もう一つの審議事項である幼保連携型認定こども園部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

(子育て支援課)

子育て支援課です。幼保連携型認定こども園部会の設置について御説明させていただきます。恐れ入ります、着座にて御説明させていただきます。

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条において、幼保連携型認定こども園の認可及び認可の取り消し、事業の停止または施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ意見を聞くため、都道府県に条例で幼保連携型認定こども園に関

する審議会、その他の合議制の機関を置くこととされています。福岡県においては、幼保連携型認定こども園の認可を行うに当たり意見を聞くため、福岡県こども審議会条例第2条第5項及び第8条第1項に基づき幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として、同審議会に幼保連携型認定こども園部会を設置することとしたいと考えております。具体的には、幼保連携型認定こども園に係る調査・審議事項について、教育及び保育に係る専門的見地から議論を深めていただきます。

恐れ入りますが、お手元にごございます資料3を御覧ください。福岡県こども審議会幼保連携型認定こども園部会設置要綱(案)をお配りさせて頂いております。

第1条は部会の設置について規定しております。就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条及び福岡県こども審議会条例第8条第1項の規定に基づき、福岡県こども審議会に幼保連携型認定こども園部会を設置するものでございます。

第2条は部会の調査審議事項について規定しております。部会は条例第2条第5項の規定に基づき、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する審議会その他の合議制の機関として、同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属された事項、具体的には幼保連携型認定こども園の認可及び認可の取り消し、事業の停止または施設の閉鎖の命令について調査審議することとしております。

第3条は部会の決議について規定しております。部会長、部会の構成及び部会の議事につきましては、福岡県こども審議会条例第8条各項の規定が適用及び準用されることとなっておりますが、第6項の規定に基づきまして、部会の議決をもって審議会の議決とする旨を規定するものでございます。

第4条は、部会の事務局について規定しております。

第5条は、その他、御覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(田中会長)

ありがとうございました。ただいま事務局より説明をいただきましたけれども、私としては、今出していた事務局案で進めていただきたいと考えております。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(田中会長)

ありがとうございます。特にないようですので、部会の設置については事務局案のとおり設置を決定することとしたいと思います。

また、ただいま設置されました部会を構成する委員は、条例により審議会の会長が指名することとされております。委員の案について事務局から説明をお願いします。

(子育て支援課)

ありがとうございます。ただいま設置を決定いただきました幼保連携型認定こども園部会でございますが、引き続き当該部会に属すべき委員、臨時委員の指名について説明をさせていただきます。

今、会長のほうからもおっしゃっていただきましたとおり、福岡県こども審議会条例第8条第2項に基づきまして、部会に属すべき委員及び臨時委員は会長に御指名いただくこととなっております。

恐れ入ります、お手元の今の資料の3の次のページ、資料3の別紙を御覧ください。福岡県こども審議会幼保連携型認定こども園部会委員名簿の案をお配りしております。

部会におきましては、幼保連携型認定こども園に係る調査・審議事項につきまして、教育及び保育に係る専門的見地から議論を深めていただくこととなるため、部会の委員につきましては、教育及び保育に係る学識経験者、関係団体の役員の皆様及び施設の関係の皆様から人選することとしております。就任手続中の方につきましては手続が完了次第ではございますけれども、名簿においては臨時委員を含め指名すべき委員の案をお示ししております。いずれも教育法及び保育に係る学識を有され、昨年度の幼保連携型認定こども園部会におきましても委員をお務めいただくなど、実績のある方々でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(田中会長)

ただいま事務局から説明をいただきましたが、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(田中会長)

特にないようでしたら、部会に属すべき委員及び臨時委員について、事務局案のとおり指名したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(田中会長)

ありがとうございます。

それでは、報告事項として、こどもの意見聴取について事務局から説明をお願いします。

(こども未来課)

こども未来課でございます。報告事項としてこどもの意見聴取について説明させていただきます。右肩の資料4をお願いいたします。

1ページ目は、こどもの意見聴取の概要でございます。1で目的、2で実施した内容を表に取りまとめております。取組の内容及び対象につきましては前回御説明した内容でございますので割愛させていただきますが、手法別に計画に関係する意見が、ワークショップでは204件、ウェブアンケートでは881件、個別施設への訪問等では164件となっております。

なお、ウェブアンケートのところを補足させていただきますと、こども計画の4つの柱を基に設定した設問に対して5,061人の方から回答がありましたが、事務局で全ての回答に目を通した結果、「分からない」「特になし」など意見になっていないものがございました。こちらから尋ねる形でございますので、意見を出されないケースがございました。そして、意見として、なかなか解釈できない具体性のないものがございましたり、計画に関係しないものも入っておりましたので、そういったものを除いた計画に関係するものを集約した結果が881件となっております。

3つの取組を合わせまして、計画に関係する意見として1,300件近い意見を頂戴しております。その中の主な意見を計画の項目ごとに分類しておりまして、いただいたものの反映結果を資料としてまとめておりますので、御紹介したいと思います。

申し訳ありません、次のページをお願いいたします。時間も限られておりますので、この場では1件1件の御紹介は差し控えさせていただきますけれども、まず、資料の構成について御説明さしあげます。

左側には、その項目で聞き取った、あるいは寄せられたこども計画に関する主な意見を計画の

施策体系に沿って並べております。その真ん中のところにポイントとなることを示した上で、意見を踏まえて右側にこども計画での記載を示しております。また、それぞれ反映した箇所を色分けしております、中項目のリード文に、導入部のリード文に反映したものはピンク、現状の課題に反映したものはブルー、施策の方向に反映したものはグリーン、具体的な施策事業につきましてはイエローとしております。

本資料は本審議会に取組を報告するため作成したものでございまして、最終版ではございませんで、これから年度末にかけて精査を続けます。その後、意見をいただいたこどもや、今回の意見聴取に当たって施設の職員の方であったりこどもの周りの大人であったり保護者の方など携わっていただいた方が多数おられますので、その方々へのフィードバックの意味も込めまして、県ホームページに掲載予定です。

資料には全ての意見を掲載することはできませんけれども、意見の中には計画に関する直接的な意見ではなくても、個別の事業の検討に活用できるようなものが多数ございました。そういった意見は関係課と情報共有いたしまして、今後の施策、事業の検討に活かしてまいることとしております。

こども基本法に基づくこどもの意見聴取につきましてはまだ日が浅く、県の取組としては本格的な初の試みです。事務局として関わった職員からは、こどもからうまく意見を引き出すことの難しさを痛感したと聞いております。今年度の取組を踏まえまして、次年度以降も意見聴取の取組を継続してまいります。今後とも委員の皆様からの御意見、お力添えを賜ればと思います。

説明は以上でございまして。

(田中会長)

ありがとうございます。何か御意見ございませんか。

(中山委員)

表記というか文言のことですけど、実施内容の表の中の下から3つ目に「障がいをもつ」と書いてありますが、「障がいをもつ」とは言わないので、「障がいのあるこどもの保護者の会」にしたほうがいいと思います。お願いします。

(こども未来課)

御助言ありがとうございます。修正させていただきます。

(田中会長)

ざっと見せていただきましたけど、そうなのかと思えるものとか、これは特に参考になるなという幾つかの意見がございますので、ぜひ御覧ください。こどもの意見を反映するというのはこれからの主要な課題でもありますから、ぜひ我々もこの思いを共有して今後に生かしていきたいと思えます。

一応これで本日の審議事項、報告事項を終わりますが、全体を通して何か御意見、御質問ありますでしょうか。

(石橋(壯)委員)

前回出席させていただきましたときに、こどもの笑顔は地域の宝ということで、のぼり旗のお話をさせていただきました。その件につきまして、福岡市さんと北九州市さんの民児協と事務局とで1月21日に打ち合わせをして、一緒に応援していきたいと思っております。

また、交通機関が止まりましたけども、1月10日に春日市で主任児童委員制度創設30周年記念事業が行われて、そこにmonさんという糸島在住の歌手をお呼びしました。この人はもともと発達障がいADHDの方ですけれども、そういうことや自分の課題、韓国籍の方なんです、そういうことにまつわる弾き語りをされました。定員600の予定のところ、鉄道網が止まる中をバスで来る方もいらして300人ぐらい集まったということで、楽しく開催されました。これは御報告までということで、よろしくお願ひします。

(田中会長)

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(田中会長)

それでは、全ての審議事項、報告事項が終わりましたので、本日の会議はここまでとしたいと思います。どうも委員の皆様におかれましては様々な活発な御議論をいただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

(司会)

田中会長、ありがとうございました。委員の皆様も終始熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

本日の議事概要を事務局にて取りまとめ、後日、委員の皆様にご確認をお願いいたしますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

今後の答申のスケジュールについて御連絡をさせていただきます。

本日皆様からいただきました御意見を踏まえ修正した内容につきまして、1月下旬に福岡県こども計画を田中会長から服部知事へ答申いただく予定です。修正内容につきましては、先ほど審議の中におきまして会長に御一任いただくことを御了解いただきました。今後、事務局と田中会長とで調整させていただければと思います。

それでは、閉会に当たり本県の福田福祉労働部長より御挨拶をさせていただきます。

(福祉労働部)

福岡県福祉労働部長の福田でございます。皆様には本日は大変お忙しい中、福岡県こども審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

3回の審議会をやってまいりましたけれども、田中会長、そして委員の皆様には終始熱心に御議論いただきまして貴重な御意見を賜りました。事務局を代表いたしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

先ほど担当のほうからありましたけれども、今月、田中会長から知事に対し答申いただく予定です。もちろん、この計画を策定することが目的ではございませんで、これをしっかり具現化していくことが重要だと思っております。この計画に沿って県庁一丸となって施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様におかれては、非常にタイトなスケジュールの中、熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。お礼を申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(司会)

最後に審議会終了に当たり事務局からお願いをさせていただきます。

本日お席に配付いたしました資料1から4については基本的にお持ち帰りいただけますが、審議

会冒頭に申し上げましたとおり、資料2の中の別とじで「取り扱い注意」とさせていただきます。大変お手数ですが、これより事務局が回収いたしますので、数値目標の資料をほかの資料と別にいただき、お席の右奥においていただければと思います。よろしくお願いいたします。

御協力ありがとうございました。なお、本審議会につきましては、来年度以降、計画の進捗状況等について御審議をお願いすることとなっております。委員の皆様には引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして令和6年第3回福岡県子ども審議会を終了いたします。皆様、ありがとうございました。